

# 週報みえぎよれん

★浜に身近な話題をお届けする関係者向けミニ情報誌★

編集・発行

JF 三重漁連指導部

TEL:059-228-1205

FAX:059-225-4511

本紙は三重漁連ホームページ (<http://www.miegyoren.or.jp/>) での閲覧を推奨します (PDF ファイル)。

## 県内各地で水産関係イベント

—11月5日(土)南伊勢町・尾鷲市—

11月5日(土)、南伊勢町・奈屋浦市場において、『おさかなフェスタ南伊勢』が開催された。

同イベントは、三重外湾漁協、南伊勢町などで構成する実行委員会が、魚食普及・PRを目的に開催しているもので、今年で3回目の開催となった。

当日は、鮮魚や干物、お寿司など地元自慢の美味しいグルメが勢揃いし、訪れた人々を楽しませた。

また今年も、三重外湾漁協が地元で揚がった“サバ”を使って開発した新商品「鯖一ガー(さばーがー)」を販売し、人気を集めた。今後南伊勢町の新しい名物になることが期待される。

ほかにも、南伊勢町神前浦で養殖されている“伊勢まぐろ”を使用した丼『神前丼』の販売コーナーが設けられ、町内の旅館や飲食店らがそれぞれの神前丼を出品し、買い求める人で行列が出来るほどの盛況ぶりであった。

また同日、尾鷲市・尾鷲魚市場において、『おわせ魚まつり』が開催された。

同イベントは、魚離れが進む若い世代を中心に、魚の魅力をもっと感じてもらうと、三重県尾鷲市尾鷲港産地協議会が開催しているもの。

6回目の開催となる今回も、お寿司やお刺身、大敷汁、あおさの味噌汁、魚ごはん、干物などを無料で振る舞い、その美味しさをPRした。

さらに参加型イベントとして、定置網漁業体験やマダイのエサやり体験、鯛の三枚おろし教室など、漁師町ならではの企画が多数行われ、子どもを中心に人気を集めた。

また、同時開催の尾鷲イタダキ市では、地元の商店・企業等が多数出店し、獲れたて鮮魚の販売はもちろん、海苔海藻類、名産のさんま寿司から地元人気菓子店のスイーツなど様々な商品が並び、家族連れなどを中心に賑わいをみせた。

### おさかなフェスタ南伊勢



開会式



大人気神前丼コーナー

### おわせ魚まつり



会場はお客さんでいっぱい



無料ふるまいも人気

**漁業無線利用の適正化の周知について**

先日、総務省東海総合通信局と尾鷲海上保安部共同の不法無線局の海上取締りが実施され、不法無線局を開設していた漁船の船員 8 名（昨年度 6 名摘発）が、電波法違反で摘発されました。

不法無線局の撲滅のために、漁業者の皆様が漁船等に無線機器を設置する場合は、以下の 4 点について十分注意するようにお願いいたします。

**①無線局を開設する場合は必ず免許申請を行い、免許を受けてから運用を行うこと。**

船舶に無線設備を設置する場合は、必ず、無線局免許申請を行い、免許を受けてから無線局の運用を行うこと。免許を受けずに無線局を開設すると電波法違反となります。

**②再免許申請（更新）の手続きを行うこと。**

免許更新は 5 年毎にあり、再免許申請の手続きは免許の有効期限の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までとなっていますので、この期間内に手続きを確実にすること。再免許（更新）手続きをせず、免許の有効期限が過ぎたまま、無線設備を設置していると電波法違反となります。

（参考 再免許手続きをお知らせするハガキが総務省より各免許人に送られています。）

**③無線局免許がある船舶を譲り受けた場合、無線局免許の承継手続きを行うこと。**

譲渡した方の名義から、譲り受けた方の名義へ変更する必要があります。承継手続きを行わないまま無線設備を設置していると電波法違反となります。

**④無線局廃止届を提出したら、直ちに無線設備等を撤去すること。**

廃止届を提出した後、無線設備を設置したままにしていると、電波法違反となるので必ず撤去すること。

**【適用条文】**

**電波法第 4 条（無線局の開設）：不法開設**  
**電波法第 110 条第 1 号（罰則）：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金**

**【無線局申請に関する連絡先】**

（一社）全国船舶無線協会東海支部  
（略称：全工協）

〒461-0011

愛知県名古屋市東区白壁 1 丁目 45

電話:052-951-4437FAX:052-951-4408

（担当：八代、神野）

**【主な予定】**

○11 月 22 日（火）

・三重県アサリ協議会（松阪）

本文の無断転載・転用等は固くお断りします。